

社会福祉法人福岡マリア会 役員費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡マリア会（以下「法人」という。）の法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(理事会出席に伴う交通費用等)

第2条 理事会に赴く交通費用等の費用弁償は、別表1により支払うことができる。

(出張に伴う交通費用等)

第3条 役員が、法人業務の為に出張する交通費用等の費用弁償は、別表2により支払うことができる。

(交通費用等の精算)

第4条 役員交通費用等の精算は、理事会に出席した月又は出張した月の翌月末日までに本人へ支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表 1

種 類	費 用 弁 償
理事会出席に伴う交通費用	合理的な交通手段における最短経路の移動に対して実費を支給する。 又は、法人が業者等へ直接支払う。
理事会出席に伴う宿泊料	実費を支給する。 又は、法人が業者等へ直接支払う。

別表 2

種 類	費 用 弁 償
出張に伴う交通費用	合理的な交通手段における最短経路の移動に対して実費を支給する。 又は、法人が業者等へ直接支払う。
出張に伴う宿泊料	実費を支給する。 又は、法人が業者等へ直接支払う。